2　前項に規定する一日未満の単位で取得する法第六十一条第十一条において読み替えて準用する同条第七項の規定による休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

第九十二条　削除

第九十三条　法第六十一条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

（法第六十一条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第九十三条　法第六十一条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項に規定する一日未満の単位で取得する法第六十一条第十二項の規定による休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

（新設）

第九十二条　法第六十一条第十四項の所定労働時間が短い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の職員とする。

（法第六十一条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第九十三条　法第六十一条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、法第六十一条第十二項の規定による休暇を取得しようとする職員を雇用する行政執行法人の長は、当該職員が雇用される事業所の職員の過半数で組織する労働組合、その事業所の職員の過半数で組織する労働組合がないときはその職員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる職員の範囲に属する職員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による時間数で法第六十一条第十二項の規定による休暇を取得することができることとされる職員の範囲

二　法第六十一条第十二項の規定による休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　法第六十一条第十二項の規定による休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十四項の厚生労働省令で定めるもの）

第九十四条　法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十四項の所定労働時間が短い地方公務員法第四条第一項に規定する職員として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の職員とする。

（法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位）

第九十五条　法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

（法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位）

第九十五条　法第六十一条第十六項において読み替えて準用する同条第十四項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。